

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【公開番号】特開2014-21287(P2014-21287A)

【公開日】平成26年2月3日(2014.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-006

【出願番号】特願2012-160070(P2012-160070)

【国際特許分類】

G 09 G 3/20 (2006.01)

G 09 G 3/34 (2006.01)

G 03 B 21/14 (2006.01)

H 01 L 33/00 (2010.01)

【F I】

G 09 G 3/20 6 1 1 A

G 09 G 3/34 J

G 09 G 3/20 6 8 0 C

G 09 G 3/20 6 8 0 E

G 09 G 3/20 6 4 1 P

G 03 B 21/14 Z

H 01 L 33/00 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1つに記載の映像表示装置を複数組み合わせて構成されたマルチ画面表示装置であって、

複数の前記映像表示装置は、1つのマスター装置とそれ以外のスレーブ装置とを含み、前記省電力モード時に、前記スレーブ装置は、前記所定の閾値を前記マスター装置に対して送信し、

前記マスター装置は、前記マルチ画面表示装置を構成する全ての映像表示装置の前記所定の閾値の中から最大の閾値を抽出し各前記スレーブ装置に対して送信する、マルチ画面表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明に係るマルチ画面表示装置は、映像表示装置を複数組み合わせて構成されたマルチ画面表示装置であって、複数の前記映像表示装置は、1つのマスター装置とそれ以外のスレーブ装置とを含み、前記省電力モード時に、前記スレーブ装置は、前記所定の閾値を前記マスター装置に対して送信し、前記マスター装置は、前記マルチ画面表示装置を構成する全ての映像表示装置の前記所定の閾値の中から最大の閾値を抽出し各前記スレーブ装置に対して送信するものである。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明のマルチ画面表示装置によれば、省電力モード時に、スレーブ装置は、所定の閾値をマスター装置に対して送信し、マスター装置は、マルチ画面表示装置を構成する全ての映像表示装置の所定の閾値の中から最大の閾値を抽出し各スレーブ装置に対して送信するため、各映像表示装置において同一の閾値を用いることで同一の省電力処理を行うことができる。これにより、マルチ画面表示装置において中間階調がずれることなく消費電力の低減が可能となる。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

以上のように、実施の形態2に係るマルチ画面表示装置120では、省電力モード時に、スレーブ装置102～109は、所定の閾値Dth\_nをマスター装置101に対して送信し、マスター装置101は、マルチ画面表示装置120を構成する全ての映像表示装置101～109の所定の閾値Dth\_nの中から最大の閾値Max\_Dthを抽出し、各スレーブ装置102～109に対して送信する。そして、各映像表示装置101～109は、同一の閾値Max\_Dthを使用して映像信号レベルの信号レベル変換とLED駆動電流値制御を行う。